平成２９年（フ）第３６３号
大阪府和泉市弥生町３丁目３番１―508号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目19番25―107号
破産者　松島　直子
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
奈良県橿原市石川町439番地の１　レジデンスＳ．Ｔ　405号室
破産者　平井　公己
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（23―306）、前住所奈良県北葛城郡上牧町片岡台２丁目13番地23
破産者　クリーニングショップ大和こと　佐田　一代
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
徳島県板野郡藍住町徳命字前須東７－４　谷田マンション502号室、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊236番地12（旧住所）大阪府門真市常称寺町16番67―201号
破産者　坂本耕一郎
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
徳島県吉野川市川島町児島字正境34番地２、旧住所徳島県吉野川市川島町三ツ島字長塚385番地４
破産者　上甲　博子
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４５号
徳島県徳島市大原町東千代ケ丸19番地の118
破産者　篠原　世憲
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６５号
徳島県徳島市助任橋４丁目８番地の１　1301
破産者　今津　圭司
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０２号
秋田市八橋イサノ１丁目４番28号
破産者　佐藤　正人
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－２－５、前住所福島県郡山市亀田２丁目22番２号
破産者　丹野　文雄
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1090番地
破産者　坂田　国雄
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３９号
埼玉県戸田市喜沢南２丁目３番12―204号
破産者　奈良　守敏
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８２号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート33棟505号
破産者　伊藤　順子
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
長野県佐久市岩村田397番地７　ポームハウス102号室
破産者　髙瀬　善章
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第９６９号
名古屋市西区那古野１丁目10番16号（ＭＴなごの1001　203号）、従前の住所岐阜市茜部菱野３丁目154番地（サープラスハヤシ　108）
破産者　フランジュールこと　杉山美智子
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１４号
東京都荒川区町屋３丁目14番７号　コンフォート町屋105、申立時の住所名古屋市瑞穂区直来町５丁目７番地　ミズホハイツ304号
破産者　石田　正樹
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４３号
愛知県あま市森７丁目３番地４
破産者　山本　和子
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０号
奈良県大和郡山市矢田山町12番地８
破産者　西口　幸博
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５９２号
広島市中区住吉町６番14―402号
破産者　藤村　一夫
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部